

飯塚市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第19号

飯塚市会計規則の一部を改正する規則

飯塚市会計規則(平成18年飯塚市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(公金の収納の委託)					(公金の収納の委託)				
<p>第40条の4 法第243条の2の5第1項の規定により市長が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして<u>地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の20第1項</u>に定めるもの以外の全ての歳入及び歳入歳出外現金とする。</p>					<p>第40条の4 法第243条の2の5第1項の規定により市長が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして<u>地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の20</u>に定めるもの以外の全ての歳入及び歳入歳出外現金とする。</p>				
<p>2 市長は、前項に規定する歳入等の収納の事務を指定公金事務取扱者に委託することができる。</p>					<p>2 市長は、前項に規定する歳入等の収納の事務を指定公金事務取扱者に委託することができる。</p>				
<p>3 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の収納の事務を指定公金事務取扱者に委託する場合に準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「徴収」とあるのは「収納」と読み替えるものとする。</p>					<p>3 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の収納の事務を指定公金事務取扱者に委託する場合に準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「徴収」とあるのは「収納」と読み替えるものとする。</p>				
別表第1(第11条—第14条関係)					別表第1(第11条—第14条関係)				
設置箇所	出納員となるべき者	取扱事項	現金取扱員	出納員番号	設置箇所	出納員となるべき者	取扱事項	現金取扱員	出納員番号

			設置	
企画政 策室	企画政 策担当	市有土地使用料の収納	置く	44
	主幹			
	シティ1	ふるさと応援寄附金の収納	置く	46
	プロモ			
	ーショ			
	ン担当 主幹			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市民課	課長	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
商工観 光課	課長	1 市有土地建物貸付料の収納	(略)	(略)

			設置	
企画政 策室	主幹	市有土地使用料の収納	置く	44
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市民課	課長	(略)	(略)	(略)
出張所	市民課	1 戸籍謄抄本証明等手数料の収納	置く	
	長	2 戸籍の附票の写し手数料の収納		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
商工観 光課	課長	1 温泉給湯収入の収納	(略)	(略)
		2 市有土地建物貸付料の収納		
特産品 振興・ ふるさ と応援	課長	1 ふるさと応援寄附金の収納	置く	46

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
こども課長	1	児童手当及び児童扶養手当返還金の収納	置く	47
若者支援課	2	婚活支援事業参加者負担金の収納		
	3	市有土地貸付料の収納		
こども家庭課長	1～2	(略)	(略)	(略)
	3	子育て短期支援事業利用者負担金の収納		
	4	各種講座参加者負担金の収納		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯学習課長	1～6	(略)	(略)	(略)
	7	男女共同参画推進センター使用料の収納		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)			

課	(略)	(略)	(略)	(略)
こども家庭課長	1～2	(略)	(略)	(略)
	3	児童手当及び児童扶養手当返還金の収納		
	4	子育て短期支援事業利用者負担金の収納		
	5	婚活支援事業参加者負担金の収納		
	6	市有土地貸付料の収納		
	7	各種講座参加者負担金の収納		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯学習課長	1～6	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第40条の4第1項の改正規定は令和8年9月24日から施行する。